

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・ 資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル

申 請 の 手 引 き

令和7年4月

(評価基準改正 令和5年3月)



東 京 都 環 境 局



東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社

目次

番号	内 容	ページ
1	制度の概要	1
2	申請の資格・対象者	1
3	申請区分	1
4	申請方法・書類送付先	2
5	申請から認定・公表までの流れ（概要）	3
6	申請書類作成	4
7	申請書類ファイルの作成	6
8	申請手数料	11
9	評価内容及び審査	14
10	判定及び認定	16
11	認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用	16
12	認定後の変更届等	17
13	留意事項	18
14	申請に係る様式（記入例）	19
	申請書類チェック表（インデックス表）	20
	様式第1号「認定申請書」	21
	様式第2号「同意書」	25
	様式第3号「環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書」	26
	様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」	27
	＜参考「様式第4号」関係＞	28
	様式第5号「インターネットによる情報公開に関する確認書」	30
	様式第6号「経営状況確認書」	35
	様式第7号「労働安全衛生関係法令の規定による労働災害の発生状況に関する自己申告書」	37
15	評価基準表（自己評価含む）	39
	（1）収集運搬業（積替え保管を除く）	41
	（2）収集運搬業（積替え保管を含む）	48
	（3）中間処理業	57
	（4）専門性	
	① 収集運搬業（積替え保管を除く）	69
	② 収集運搬業（積替え保管を含む）	70
	③ 中間処理業	72
16	巻末「参考資料」（記載例）	73
	参考資料1「低公害・低燃費車両、重機」の項目に関する記載	75
	参考資料2 インターネット情報公開における事業計画の概要	
	（1）収集運搬業（積替え保管を除く）	78
	（2）収集運搬業（積替え保管を含む）	80
	（3）中間処理業	82
	参考資料3 施設維持管理記録	84
	その他 国の優良認定業者における書面の省略について【通知・誓約書】	86

1 制度の概要

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

認定の有効期間は、新規申請の場合は2年後の年度末まで、更新申請の場合は3年後の年度末までです。（東京都の優良性基準適合認定制度実施要綱 平成21年7月28日付）

2 申請の資格・対象者

(1) 申請の資格

東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、評価及び認定を受けようとする業の区分において、都内での産業廃棄物処理業の許可取得後1年以上の事業者

(2) 申請にあたって満たすべき条件

評価基準表（P.41～72）で業の区分ごとに自己評価し、基準を満たすこと。
評価の基準については、【9 評価内容及び審査】（P.14）を参照ください。

(3) 対象者

- ① 新規申請： 新たに優良性基準適合認定を希望する事業者
- ② 更新申請： 令和8年3月31日にて認定の有効期間が終了する認定事業者で、令和8年4月1日より継続して優良性基準適合認定を希望する事業者

3 申請区分

(1) 認定の区分は、以下の2種類です。

- ① 産 廃 エ キ ス パ ー ト（第1種評価基準）： 業界のトップランナー的優良事業者
- ② 産廃プロフェッショナル（第2種評価基準）： 業界の中核的役割を担う優良事業者

(2) 業の区分は、以下の3種類です。許可証と同一の業区分での申請とします。

- ① 収集運搬業（積替え保管を除く）
- ② 収集運搬業（積替え保管を含む）
- ③ 中間処理業

(3) 専門性評価基準

特別管理産業廃棄物における感染性産業廃棄物を扱う場合のみが対象となります。
専門性評価基準のみの単独申請はできません。業の区分に加えて申請してください。

(4) 同時申請

収集運搬業と中間処理業の許可を取得している場合は、取得しているすべての業の区分を申請してください。

4 申請方法・書類送付先

(1) 申請方法

① Web エントリー

■Web エントリーは令和7年5月19日（月）より開始します。

■Web エントリーにより、申請事項を登録してください。

★Web エントリーは6月末までに行ってください。

② 申請書類

■申請に必要な書類（P.3 5(2)及び(3)参照）を下記の期間内に公社 事務局まで郵送により提出することで申請となります。

③ 申請期間 （公社 事務局必着）

＜更新申請＞

- ・収集運搬業（積替え保管を除く）

：令和7年5月19日（月）～7月18日（金）

- ・収集運搬業（積替え保管を含む）

：令和7年5月19日（月）～7月25日（金）

- ・中間処理業

：令和7年5月19日（月）～7月25日（金）

- ・収集運搬業 + 中間処理業（同時申請）

：令和7年5月19日（月）～7月31日（木）

＜新規申請＞

- ・すべての業の区分

：令和7年5月19日（月）～8月20日（水）

*書類受付後、事務局で内容を確認し、受領出来ないと判断した場合は一度返却させていただきます。

（この場合、送料は申請者の負担となります。）

*書類作成の事前相談や申請書類持込み提出をご希望の場合は、下記の期間にあらかじめ電話で日時の予約をしてください。

相談等期間：5月19日（月） ～ 各種申請終了日

(2) 申請書類送付先 （公社 事務局）

郵便番号 130-0022

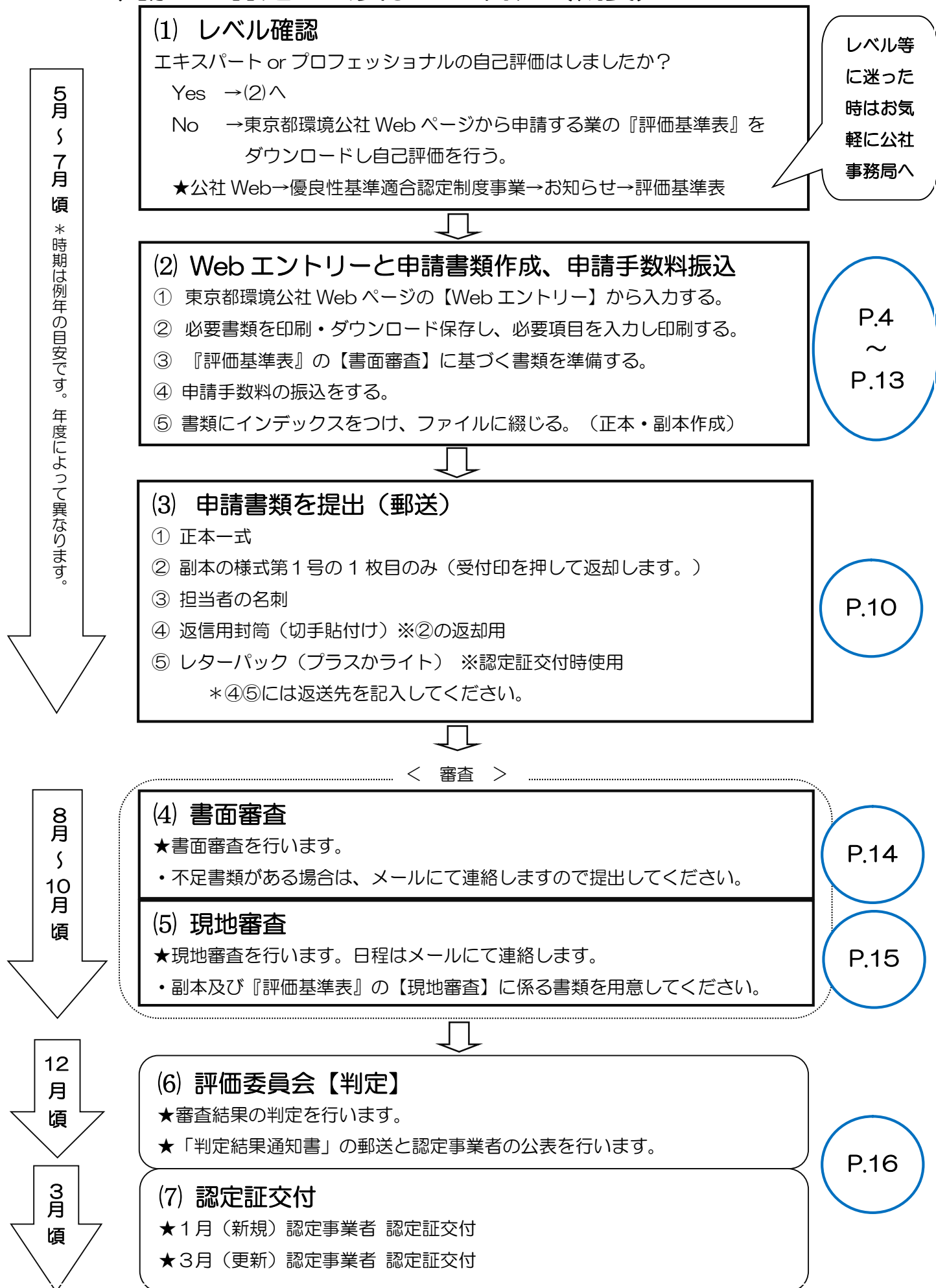
住 所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 5 階

名 称 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

電 話 03-3644-1381

※土・日・祝日、年末年始を除く 9時から12時、13時から17時まで

5 申請から認定・公表までの流れ（概要）



6 申請書類作成

(1) 申請用紙等のダウンロード

①Web エントリーで送信まで完了すると、下記のダウンロード画面に移ります。この画面を閉じずに、必ずすべてをダウンロードしてPC のデスクトップ等に保存し、書類を作成してください。(Web エントリーで入力された一部の内容はPDF の各様式に転記されます。)



[公財] 東京都環境公社

2025年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム

STEP1
入 力

STEP2
確 認

STEP3
送 信

STEP4
ダウンロードして書類作成

以下のページをダウンロードして保存し、書類を作成してください。

Web
エントリーで
入力した
申請データ
です。

優良性基準適合認定制度 申請データ	ダウンロードして保存
申請書類チェック表(インデックス表)(PDF)	ダウンロードして保存
様式第1号 認定申請書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第2号 同意書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第4号 納税等の状況に関する誓約書(PDF)	ダウンロードして保存
様式第5号 情報公開に関する確認書 (Excel 形式)	ダウンロードして保存
様式第7号 労働災害の発生状況に関する自己申告書(PDF)	ダウンロードして保存

様式第6号 経営状況確認書(Excel形式)

ダウンロードして保存

申請する業の区分の書式のみ表示されます。

評価基準表	収集運搬業(積替え保管を除く)(Excel形式)	ダウンロードして保存
	中間処理業(Excel形式)	ダウンロードして保存
	専門性・収集運搬業(積替え保管を除く)(Excel形式)	ダウンロードして保存
	専門性・中間処理業(Excel形式)	ダウンロードして保存

※上記デザインはイメージです。

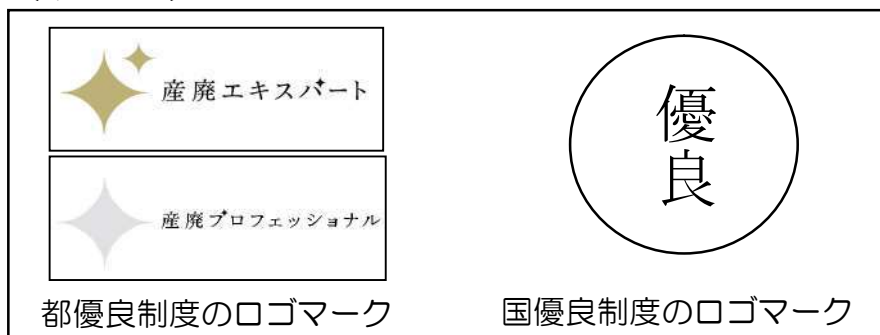
②入力は【14 申請に係る様式（記入例）】（P.20～P.37）を参照してください。

（２）様式第 1 号「優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告」の作成

申請時において、環境省が所管する「優良産廃処理業者認定」（以下「国優良」という。）を取得している場合、本制度の提出書類を一部省略できます。

「国優良」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく制度です。通常、認定業者は、許可証に「優良」マークが付されています。

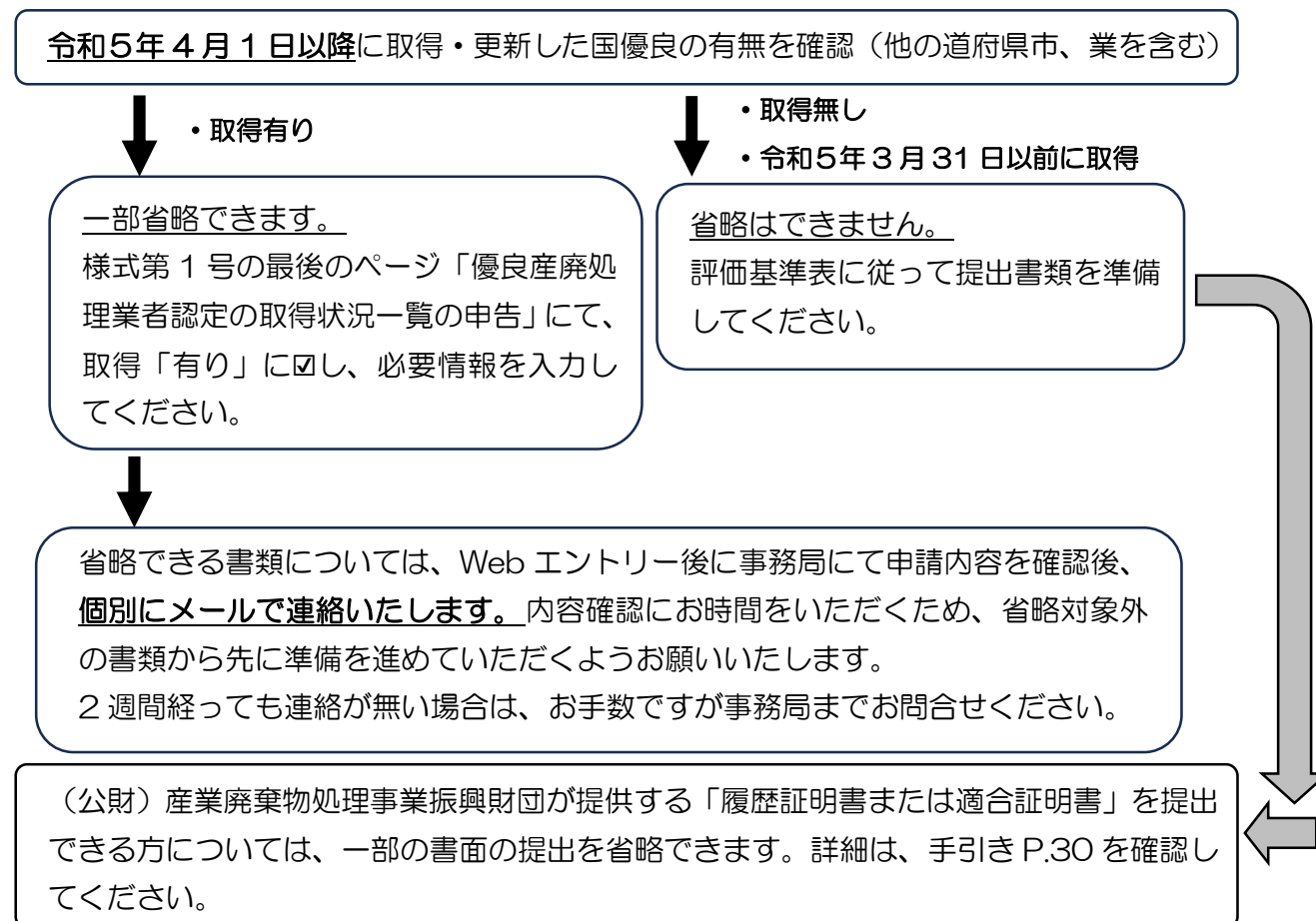
（イメージ）



<省略の対象となる項目及び省略できる事項（概要）>

評価項目		省略できる事項
遵法性	納税等	納税証明書（直前 3 年分）等
安定性	インターネット情報公開 ①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表等 ④料金表等	・様式第 5 号<更新履歴情報>の記入 ・最新の公表画面の写し

<提出書類一部省略までの流れ>



(3) 「評価基準表書類」の作成

- ① 様式の準備ができましたら、「評価基準表」で指定された書面審査のための書類を準備してください。
- ② 書面審査の書類は、評価基準表【令和7年申請用】の＜評価の基準及び書面審査・現地審査の内容＞欄の【書面審査】に書かれています。
(※業の区分、認定の区分により異なります。)
- ③ 評価基準表書類が準備できましたら、評価基準表の左端の列に記載されている番号をインデックスに記入し、書類につけてください。

7 申請書類ファイルの作成

- ① 業の区分ごとに正本・副本を作成してください。

正本にて書面審査を行います。

審査の過程で追加資料を請求する場合がありますので、その際は副本にも追加した書類を綴じこみしてください。



② 申請書類ファイルの表紙及び背表紙には、下記の記入例のように表示してください。

ファイル表紙（例）

正本

令和**年度
優良性基準適合認定制度
申請書類

認定区分：産廃エキスパート
業の区分：収集運搬業（積替え保管を含む）
専門性評価基準 無し

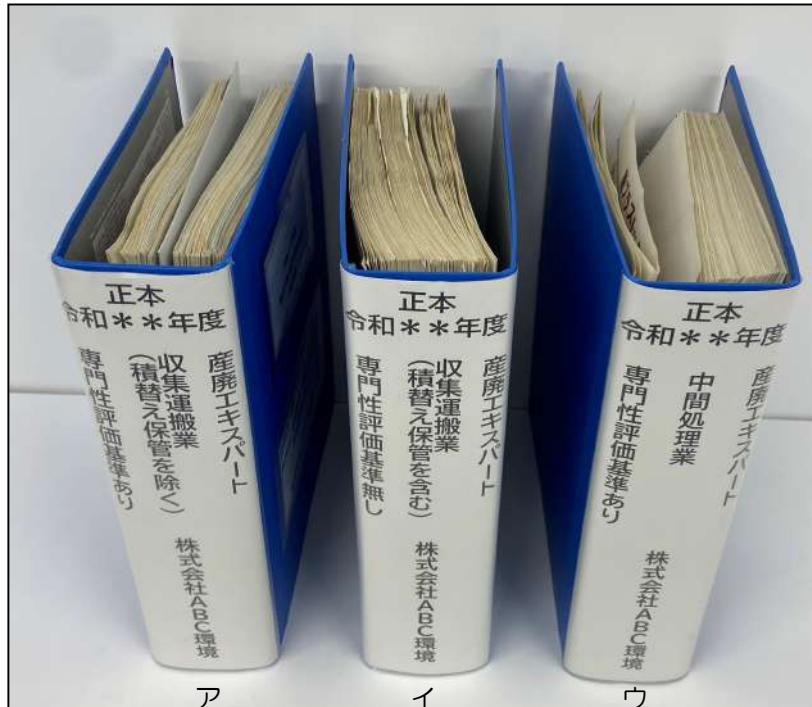
株式会社ABC環境

ファイル背表紙（例）

正本
令和**年度
産廃エキスパート
収集運搬業
（積替え保管を含む）
専門性評価基準無し
株式会社ABC環境

専門性の申請をする場合は「あり」、
しない場合は「無し」と記入。

③ 複数の業を同時に申請する場合は、業の区分ごとにファイルを作成してください。



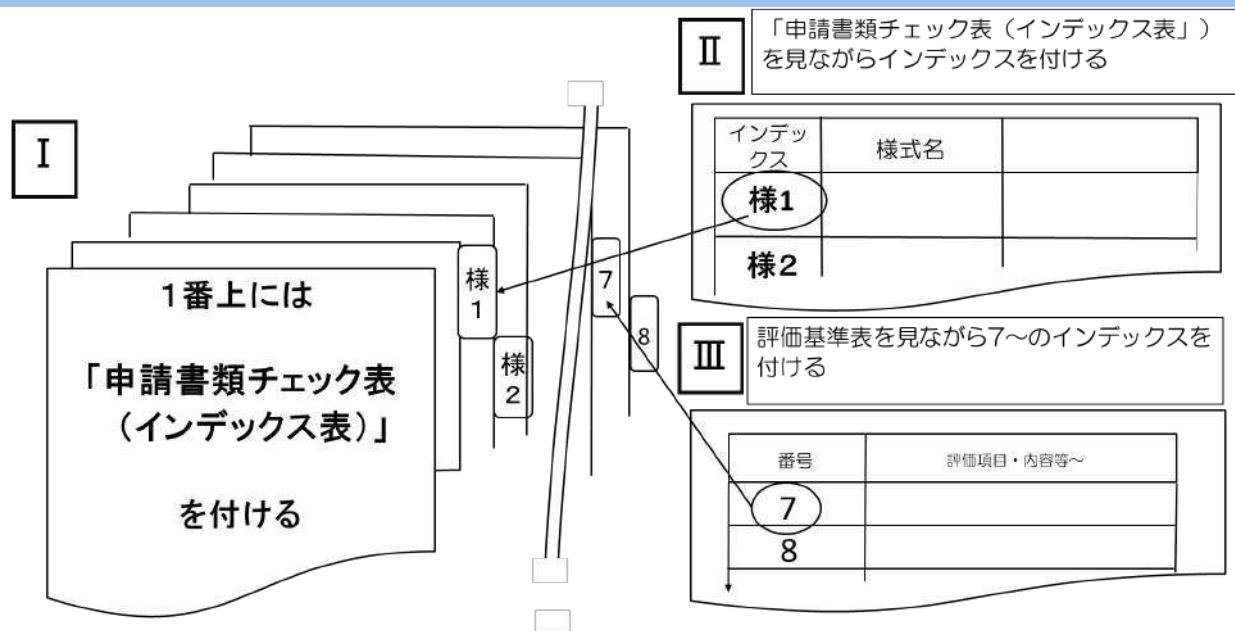
ア
収集運搬業（積替え保管を除く）
イ
収集運搬業（積替え保管を含む）
ウ
中間処理業

＜収集運搬業と中間処理業を同時申請される場合について＞

第1号から第7号の様式と、その添付書類及び「振込確認書面」については、1部のみ収集運搬業のファイルに綴じて提出してください。

- ④【申請書類チェック表（インデックス表）】P.20及び【評価基準表】P.41～72の番号を参照し、インデックスを順番につけてください。

インデックスの付け方（正本・副本同じものを作成）



必要な書面は、認定の区分及び業の区分により異なります。申請の区分に合わせた番号のインデックスを付けてください。（1～6はインデックスなし）

【インデックス見本】

申請書類チェック表（インデックス表）

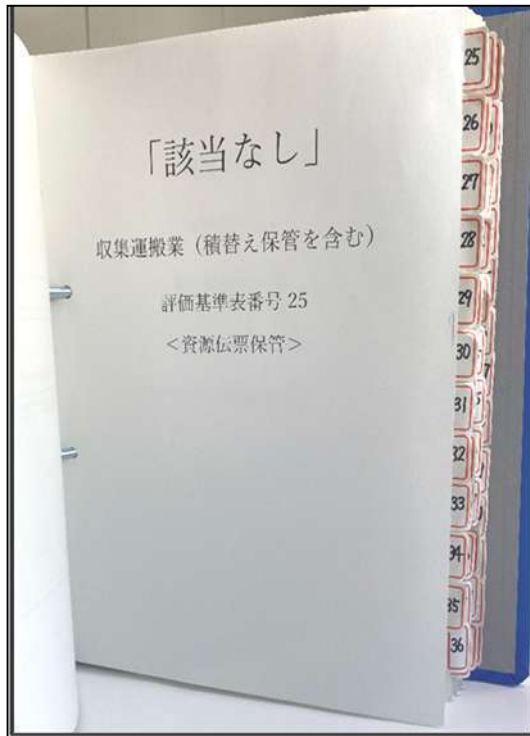
※以下の申請書類を揃えたら、口にし点を記入の上、申請書類の1番上に綴じてください。

し点記入	インデックス	様式名	内容及び添付する資料
☒	様1	様式第1号 「認定申請書十国優良取得状況」	評価認定を受けるための申請書 ※東京都区または八王子市の全ての許可証（写し）を添付してください。 ・産業廃棄物処理施設等環境許可証 ・産業廃棄物処理施設等環境許可証 ・特別管理産業廃棄物処理施設等環境許可証
☒	様2	様式第2号 「同意書」	東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関する資料開覧の同意書
☒	様3	様式第3号 「環境保全関係法令の趣旨による不利益処分に該当しない旨の誓約書」	不利益処分に該当しないことを示すための誓約書
☒	様4	様式第4号 「納税等の状況に関する誓約書」	納税等の状況について、提出の該当の有無を示すための誓約書 ※各種納税証明書添付してください。
☒	様5	様式第5号 「インターネットによる情報公開に関する確認書」	インターネット情報公開の方法及び履歴情報等を示すための確認書 ※本様式に定められた事項を記載しない場合は、別途情報公開方法に関する確認書を添付してください。
☒	様6	様式第6号 「経営状況確認書」	経営状況を示すための確認書 ※記載内容を確認するため、前3年間の財務諸表等添付する書類を添付してください。
☒	様7	様式第7号 「労働災害の発生状況に関する自己申告書」	申請する業の範囲において、労働災害の発生の有無を示すための自己申告書 ※本様式において「有」と申告した場合は、労働基準監督署に提出した労働安全衛生報告書を添付してください。
☒	振込	「振込確認書面」	申請手数料の振込が確認できる書面の写し
☒	評価	「評価基準表（申請者記入）」	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表（申請者記入欄に入力及び口にし点を記入してください。）
☒	番号7～	評価基準表書類（番号1～6は添付不要）	番号7から順番にインデックスを付けて綴じ込んでください。

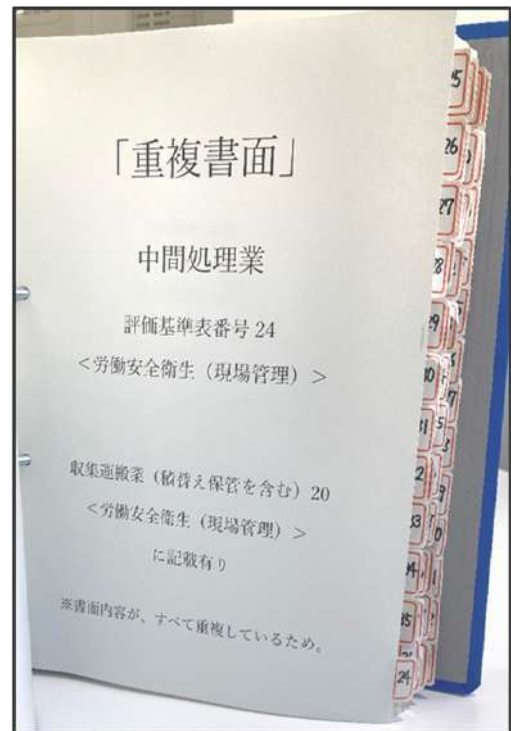
申請者名 株式会社ABC環境

⑤ 該当する書面がない場合は、「該当なし」と記入、同時申請で重複書面がある場合は、「重複書面」と記入した書面を作成し、インデックスを付けてファイルに綴じてください。

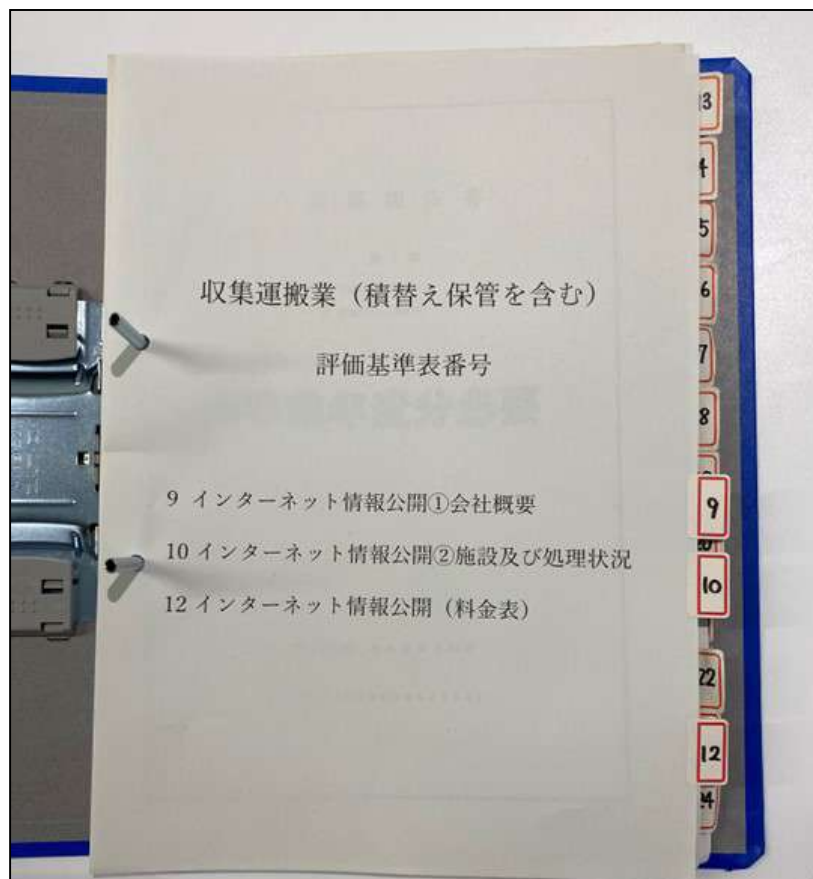
【「該当なし」の見本】



【「重複書面」の見本】



ひとつの書面で複数の項目を兼ねる場合は、その書面に該当するインデックスを貼ってください。



⑥ インターネット情報公開の項目について添付する書面例

(参考) Web ページ

※お願い
各項目の該当する箇所を赤で囲み、公表項目が掲載されている場所が、一目でわかるようにしてください。



⑦ 以下の書類を揃えて提出してください。

＜提出するもの＞①正本 ②副本の様式第1号のみ ③担当者の名刺
④返信用封筒（切手貼付け）⑤レターパック

⑦ 書類の提出（郵送）



8 申請手数料

(1) 申請手数料 (P.12～13 のとおり)

- ① 申請書類提出前に下記＜振込先＞へお振り込みください。
- ② 「振込金受取書」「ご利用明細書 (ATM)」等、振込が確認できる書面の写しを申請書のインデックスに「振込」と記入して提出してください。
*インターネットバンキングを利用した振込の場合、振込日・振込先・振込人・金額等の情報が記載されている画面の写しを提出してください。※申請会社名は必ず記載のこと。
- ③ 振込手数料は申請者の負担となります。
- ④ 一度納入された申請手数料は、原則返金いたしません。

※審査においてエキスパートの基準を満たせず、プロフェッショナルへ認定区分が変更になった場合でも差額は返金いたしません。必ず、申請の前に基準を満たしていることを確認してから認定の区分を決めてください。

インボイス制度 登録番号：T2010605002504

＜振込先＞

消費税率：10%

銀行口座

銀行名 三菱UFJ銀行

支店名 深川支店

店番 086

口座番号 1599124 (普通預金)

口座名 公益財団法人 東京都環境公社

(2) 遠隔地の審査

- ① 都の島しょ地域及び都外の遠隔地において現地審査を実施する場合は、審査の終了後に評価員の交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ② 現地審査は評価員2名で行いますので、交通費、宿泊費は2名分となります。
- ③ 算出基準は、以下のとおりとなります。
 - ・ 錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの公共交通機関の路線距離が100km 以遠の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。(特急料金を含む。)
 - ・ 北海道、四国、九州(沖縄含)及び都の島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
 - ・ 遠距離の場合や交通事情により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として1人1泊当たり10,000円を請求いたします。

申請手数料表（消費税及び地方消費税を含む）

【更新申請】（様式第1号に表示された申請手数料をお振込みください。）

単独の業の申請手数料

認定の区分	専門性を申請しない場合			専門性を申請する場合		
	収集運搬業 （積替え保管を除く）	収集運搬業 （積替え保管を含む）	中間処理業	収集運搬業 （積替え保管を除く）	収集運搬業 （積替え保管を含む）	中間処理業
産廃エキスパート	137,500円	181,500円	198,000円	170,500円	214,500円	231,000円
産廃プロフェッショナル	99,000円	137,500円	159,500円	132,000円	170,500円	192,500円

複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 （積替え保管を除く）	産廃エキスパート	中間処理業	266,750円	299,750円	332,750円
	収集運搬業 （積替え保管を含む）		中間処理業	288,750円	321,750円	354,750円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 （積替え保管を除く）	産廃プロフェッショナル	中間処理業	209,000円	242,000円	275,000円
	収集運搬業 （積替え保管を含む）		中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円

複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 （積替え保管を除く）	産廃プロフェッショナル	中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円
	収集運搬業 （積替え保管を含む）		中間処理業	261,250円	294,250円	327,250円
	中間処理業		収集運搬業 （積替え保管を除く）	247,500円	280,500円	313,500円
	中間処理業		収集運搬業 （積替え保管を含む）	266,750円	299,750円	332,750円

申請手数料表（消費税及び地方消費税を含む）

【新規申請】（様式第1号に表示された申請手数料をお振込みください。）

単独の業の申請手数料

認定の区分	専門性を申請しない場合			専門性を申請する場合		
	収集運搬業 （積替え保管を除く）	収集運搬業 （積替え保管を含む）	中間処理業	収集運搬業 （積替え保管を除く）	収集運搬業 （積替え保管を含む）	中間処理業
産廃エキスパート	154,000円	198,000円	220,000円	187,000円	231,000円	253,000円
産廃プロフェッショナル	110,000円	154,000円	176,000円	143,000円	187,000円	209,000円

複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 （積替え保管を除く）	産廃エキスパート	中間処理業	297,000円	330,000円	363,000円
	収集運搬業 （積替え保管を含む）		中間処理業	319,000円	352,000円	385,000円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 （積替え保管を除く）	産廃プロフェッショナル	中間処理業	231,000円	264,000円	297,000円
	収集運搬業 （積替え保管を含む）		中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円

複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 （積替え保管を除く）	産廃プロフェッショナル	中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円
	収集運搬業 （積替え保管を含む）		中間処理業	286,000円	319,000円	352,000円
	中間処理業		収集運搬業 （積替え保管を除く）	275,000円	308,000円	341,000円
	中間処理業		収集運搬業 （積替え保管を含む）	297,000円	330,000円	363,000円

9 評価内容及び審査

(1) 評価の基準

① 産 廃 エ キ ス パ ー ト

「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について審査します。

② 産廃プロフェッショナル

「遵法性」、「安定性」の適合について審査します。

③ 専門性評価基準（感染性廃棄物を取扱う場合に限る。）

「専門性」の適合について審査します。

④ 評価基準における必須項目

評価基準表の「遵法性」及び「専門性」の項目は、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルともに、該当する項目のすべてを満たしていることを必須とします。

「安定性」及び「先進的な取組」は、各々の評価項目の得点合計を配点合計で割った得点率が下記の基準を満たすものを認定します。（得点÷配点＝得点率）

⑤ 産廃エキスパートでは、「安定性」内の指定された項目を必ず取得していることとし、得点合計に含めます。

<評価の適合基準>

区分	遵法性	安定性	先進的な取組	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全 項 目 必 須 (100%)	80%以上 (一部必須)	60%以上	全 項 目 必 須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—	

+

<必ずお読みください>

令和5年度から、上記の「評価の適合基準」が変更となりました。

産廃エキスパートを申請される方は、遵法性の他に、安定性においても指定された項目は必ず取得していただく必要があります。

(2) 審査方法

評価基準に基づき、原則として評価員を2名1組とし、書面審査及び現地審査を実施します。

(3) 現地審査について

<準備する書類>

- ① 現地審査において必要な書類は、評価基準表の【現地審査】P.41～72のとおりです。
副本と併せて、審査を行う施設に集めて用意しておいてください。
なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前にメールにて連絡いたします。
(下記②と③においてもこの時に詳細をお知らせします。)
- ② マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、新規申請者は過去5年間分の中から、更新申請者は前回の審査日以降の中から指定し、確認させていただきます。
- ③ マニフェストや処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただき、状況により印刷・撮影することがあります。

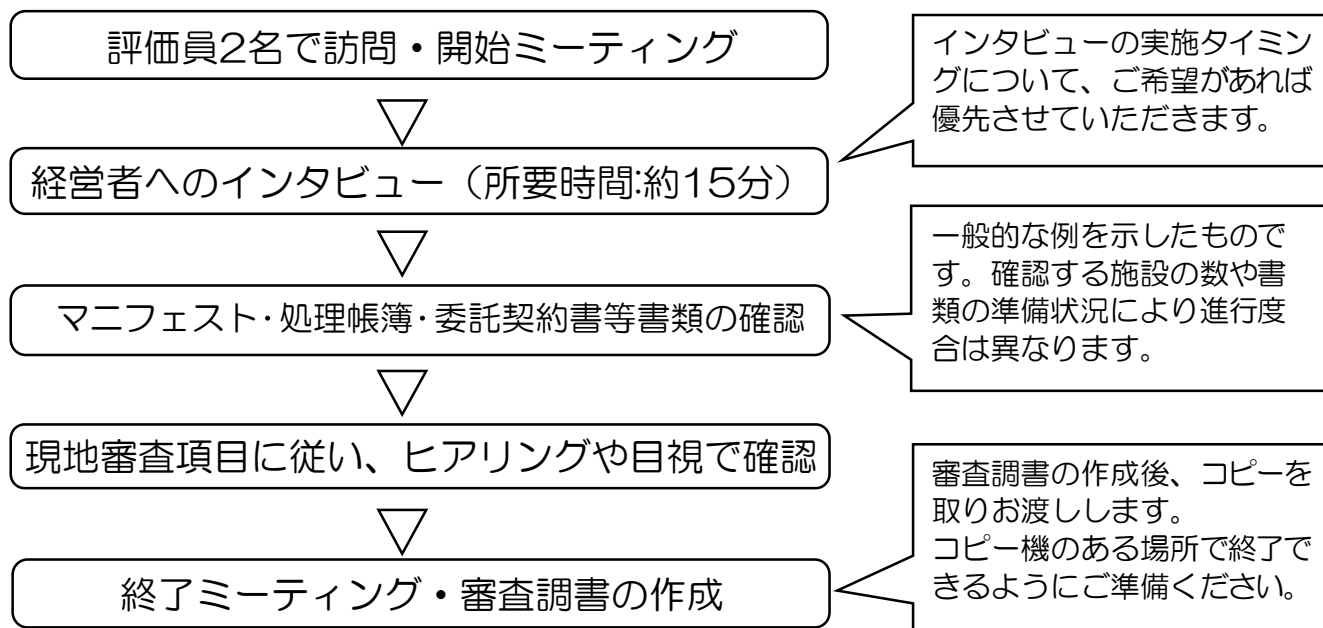
<審査に要する時間>

- ・単独の業の区分で申請した場合：午前又は午後のうち 2～3 時間程度
- ・複数の業の区分で申請した場合：午前及び午後

※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち 15 分程度の時間で経営者インタビューをさせていただきます。事前にインタビューメモを作成いただくとスムーズに実施できます。

※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により所要時間は前後いたします。

<審査の流れ>





(3) 優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）の認定マークが入った『産業廃棄物処理業許可証』の交付

ご希望の方は、東京都又は八王子市に「許可証再交付申請書」を提出することにより、
ロゴマーク及び認定番号を付した『産業廃棄物処理業許可証』が交付されます。

(4) 優良性基準適合認定業者であることを証する書面『確認書』（都知事又は八王子市長名入り）の交付

ご希望の方は、東京都又は八王子市に「優良性基準適合認定確認申請書」を提出することにより『確認書』が交付されます。

＜お問い合わせ＞・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

03-5388-3587

・八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

042-620-7458



【認定証】



【許可証】



【確認書】

12 認定後の変更届等

申請した情報に変更等が生じた場合、東京都環境公社の Web ページより様式をダウンロードし、公社 事務局まで提出してください。

東京都環境公社 Web ページ：

【公社 TOP ページ→優良性基準適合認定事業→すでに認定をお持ちの方はこちら】

(1) 変更届出書

法人は、名称・代表者・住所・業の区分のいずれかの変更が生じた場合

個人は、氏名・住所・業の区分のいずれかの変更が生じた場合

東京都環境公社 Web ページに記載の届出書と必要書類を公社へご提出ください。

変更内容を確認のうえ、認定証を再発行いたします。

(2) 廃止届出書

認定を受けた業の区分に係る事業を廃止した場合、又は廃業、吸収合併等の理由により認定証が不要となった場合（あわせて認定証を返納してください。）

(3) 再交付申請書

認定証を紛失、又は毀損したとき（毀損の場合には、認定証を添付してください。）

※上記以外にも様式がございます。必要に応じて Web ページをご確認ください。

13 留意事項

(1) 評価基準の認定を受けるか否かは事業者の任意です。また、評価基準に適合しているか否かは、業の許可基準とは本質的に性格が異なり、処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。

(2) 認定制度は、あくまでも評価基準への適合を認定するものであり、認定基準適合事業者が不法行為や不適正な処理を行わないことを、東京都、八王子市及び東京都環境公社が保証するものではありません。

(3) 認定の更新をしなかった場合、もしくは認定が失効になった場合は、認定期間終了後、速やかに Web ページ上の認定の記載を削除し、ロゴマークの使用をお控えください。なお、失効した認定証は速やかに破棄してください。

14 申請に係る様式（記入例）

※申請書類チェック表を一番上に綴じてください。

- （１） 様式第１号「認定申請書」
- （２） 様式第２号「同意書」
- （３） 様式第３号「環境保全関係法令の規程による不利益処
分に該当しない旨の誓約書」
- （４） 様式第４号「納税等の状況に関する誓約書」
＜参考「様式第４号」関係＞
- （５） 様式第５号「インターネットによる情報公開に関する
確認書」
- （６） 様式第６号「経営状況確認書」
- （７） 様式第７号「労働安全衛生関係法令の規定による労働
災害の発生状況に関する自己申告書」

※詳細は【6 申請書類作成】（P.4）を参照してください。

申請書類チェック表（インデックス表）

記入例

※以下の申請書類を揃えたら、□にレ点を記入の上、申請書類の1番上に綴じてください。

レ点 記入	インデックス	様 式 名	内容及び添付する資料
☒	様1	様式第1号 「認定申請書＋国優良取得状況」	認定申請書 ※東京都または八王子市の全ての許可証（写し）を添付してください。 ※国優良取得状況に該当する場合は該当する許可証（写し）を添付してください。
☒	様2	様式第2号 「同意書」	東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申請に関する資料閲覧の同意書
☒	様3	様式第3号 「環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書」	不利益処分に該当しないことを示すための誓約書
☒	様4	様式第4号 「納税等の状況に関する誓約書」	納税等の状況について、提出の該当の有無を示すための誓約書 ※各種未納のないことの証明書を添付してください。
☒	様5	様式第5号 「インターネットによる情報公開に関する確認書」	インターネット情報公開の方法及び履歴情報等を示すための確認書 ※本様式に更新履歴情報を記載しない場合は、産廃情報ネットから発行した履歴証明書または適合証明書を添付してください。
☒	様6	様式第6号 「経営状況確認書」	経営状況を示すための確認書 ※記載内容を確認するため、直前3年間分の財務諸表等関係する書類を添付してください。
☒	様7	様式第7号 「労働安全衛生関係法令の規定による労働災害の発生状況に関する自己申告書」	申請する業の範囲において、労働災害の発生の有無を示すための自己申告書 ※本様式において事故「有り」と申告した場合は、労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告書を添付してください。
☒	振込	「振込確認書面」	申請手数料の振込が確認できる書面の写し
☒	評価	「評価基準表（申請者記入）」	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表 （申請者記入欄に得点入力及び□にレ点を記入してください。）
☒	番号 7～	評価基準表書面審査書類 （番号1～6は添付不要）	番号7から順番にインデックスを付けて綴じ込んでください。

申請者名 株式会社環境〇〇〇

****年 **月 **日

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022

申請者住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号

東京〇〇ビル 8F

氏名 株式会社環境〇〇〇

代表取締役 環境 正太郎 (押印不要)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許可証の記載とおりに入力してください。

(例) 一丁目2番3号

認定申請書

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料 (円)
新規	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)	収集運搬業(積替え保管を除く)	363,000 円
新規	産廃エキスパート	中間処理業	中間処理業	

■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分		東京都の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	13-00-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	13-20-*****	****年**月**日まで
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	13-50-*****	****年**月**日まで
	中間処理業	13-70-*****	****年**月**日まで

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

区分		八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	109-10-*****	****年**月**日まで
	中間処理業		
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		
	中間処理業		

八王子市の許可証をお持ちの場合は
「109」から始まる番号

■ 申請者のホームページアドレス http://www.〇〇〇〇.jp

■ 今回の申請に関する内容の問合せ先(行政書士等、代理人がいる場合はその情報を記入)

社内担当者、 又は代理人の 連絡先	氏名	産廃 三郎	フリガナ	サンパイ サブロウ
	会社名	産廃行政書士事務所	部署 役職名	法人部 チーフ
	メールアドレス	sanpai-s@kankyo.jp		
	電話番号	03-0000-0001		
担当者の方と 連絡が取れな かった場合の 連絡先	氏名	産廃 次郎	フリガナ	サンパイ ジロウ
	部署 役職名	総務部 課長	電話番号	03-0000-0002
備考				

■ 申請する会社の担当者連絡先 (上記に記入した担当者とは異なる場合のみ記入)

申請者 担当者	氏名	産廃 太郎	フリガナ	サンパイ タロウ
	部署 役職名	総務部 部長	電話番号	03-0000-0003
	メールアドレス	sanpai-t@kankyo.jp		

■ 第三者評価機関の認定番号(更新申請される方は記入)

区分	収集運搬業		中間処理業
	(積替え保管を除く)	(積替え保管を含む)	
産廃エキスパート			
産廃プロフェッショナル			

■ 収集運搬業(積替え保管含む)及び中間処理業の施設に関する情報(都内全て)

収集運搬業(積替え保管を含む)の方は、都内の「積み替え保管施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。	●収集運搬業	住 所: 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
	○中間処理業	施設名: 積替え保管施設 1(墨田ベース)
	●収集運搬業	住 所: 東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号
	○中間処理業	施設名: 積替え保管施設 2(新砂ベース)
	○収集運搬業	住 所: 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
	●中間処理業	施設名: 処理施設 1(新宿工場)
中間処理業の方は、都内の「事業の用に供する施設」の住所(許可証の記載どおり)と施設名を入力してください。	○収集運搬業	住 所: 東京都立川市錦町〇丁目〇番〇号
	●中間処理業	施設名: 処理施設 2(多摩リサイクルセンター)
	○収集運搬業	住 所: 許可証の記載どおりに入力してください。 (例) 一丁目2番3号
	○中間処理業	施設名:
	○収集運搬業	住 所:
	○中間処理業	施設名:

■ 収集運搬業で届出している駐車場の情報(届出している都内全ての駐車場を入力)

駐車場 所在地 (都内)	東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号	使用 権原	所有
	東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号		賃貸

■ 申請者のマニフェスト状況及び現地審査情報等

電子マニフェスト加入の有無	収集運搬業:有 中間処理業:有	取り扱うマニフェストのうち 電子マニフェストが占める割合	約 9 割
紙マニフェスト保管状況	整理方法	月または日ごとに整理している	
	月の枚数	月に約 1,200 枚以上	
マニフェスト、処理帳簿、委託契約書の現地審査書類が確認できる施設の名称・住所・最寄駅から施設までの経路。複数の施設を保有する場合は、施設を回る際の希望順路を記入。		中間処理施設が2箇所ありますので、順路は①、②の順で希望します。	
		① 環境リサイクルセンター 東京都江東区潮見〇丁目〇番〇号 JR京葉線「潮見駅」から徒歩 10 分 ② 環境プラント 東京都大田区城南島〇丁目〇番〇号 東京モノレール「流通センター駅」から 京急バス城南島循環城南島〇丁目 バス停徒歩 1 分	
経営者インタビューの回答者	役職名	氏名	
	代表取締役	環境 正太郎	
<備考> ※記入しきれなかった事項など、自由にご記入下さい。			

原則、先ず始めに評価員が
① の場所にお伺いします

優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告

環境省が所管する「優良産廃処理業者認定(以下「国優良」という。)」を取得している場合、提出書類を一部省略するため、取得の有無を以下のとおり申告します。

※国優良の有無については P.5 を参照してください。

1. 令和5年(2023年)4月1日以降の国優良の取得の有無

☒ 有り (「有り」の場合は、2. 3.を記入) ☐ 無し (「無し」の場合は、2. 3.の記入は不要)

※「有り」の方には別途(公財)東京都環境公社より「省略に係る詳細について」Web エントリー後に連絡します。申請の手引き巻末の「国の優良認定事業者における書面の省略について【通知・誓約書】」を参照してください。

2. 東京都または八王子市の業の区分に基づく国優良

業の区分	国優良を取得した年月日
収集運搬業(積替え保管除く)	2023 年 8 月 22 日
収集運搬業(積替え保管含む)	年 月 日
中間処理業	2023 年 8 月 22 日
特別管理産業廃棄物(収集運搬業)	年 月 日
特別管理産業廃棄物(中間処理業)	年 月 日

※国優良を取得した許可証の写しを添付してください。なお、申請書類チェック表の様式第1号に添付する許可証の写しと重複する場合は、必要ありません。

3. 他の道府県市での国優良

業の区分	道府県市名	国優良を取得した年月日
収集運搬業(積替え保管除く)	埼玉県	2023 年 10 月 16 日
収集運搬業(積替え保管含む)		年 月 日
中間処理業	埼玉県	2023 年 10 月 16 日
特別管理産業廃棄物(収集運搬業)		年 月 日
特別管理産業廃棄物(中間処理業)		年 月 日

※他の道府県市で国優良を取得した許可証の写しを添付してください。

<省略の対象となる項目及び省略できる事項(概要)>

対象となる評価項目等		省略できる事項
遵法性	納税等	- 各種納税証明書(直前3年分) - 社会保険料の納入証明書(直前24か月分) - 労働保険料の納入証明書(直前3年分)
安定性	インターネット情報公開 ①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表 ④料金表等	- 更新履歴情報の記載 - 最新の公表画面の写し

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

同 意 書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度の審査に必要な情報について、東京都と八王子市が保管する以下の申請者の業の許可に関連する資料を、公益財団法人 東京都環境公社が閲覧することに同意します。

****年 **月 **日

申 請 者 住 所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京トラフィック錦糸町ビル8F

氏 名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令(*1)の規定による不利益処分(*2)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(*3)に該当しないことを誓約します。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京〇〇ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

不利益処分とは

*1

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

*2

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(法の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はこれに該当しない。)をいう。

*3

不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であつた者で当該不利益処分の日から5年を経過しない者を含む。

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

納税等の状況に関する誓約書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

産業廃棄物処理業等に係る「納税等」の該当の有無について、下表のとおり該当□にレ点を記入し誓約します。

なお、「有」に該当するものは、納税等の未納のないことの各証明書を添えて提出します。

****年 **月 **日

住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京〇〇ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境正太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

1. 国税・都税

該 当		納税証明書(直前3年分)	課税されていない期間がある場合は、その期間を記入すること
有	無		
☒	☐	法人税、消費税、地方消費税	
☒	☐	法人都民税	
☒	☐	法人事業税	
☒	☐	不動産取得税	

2. 市町村税(23区内においては都税として課税)

該 当		納税証明書(直前3年分)	課税されていない期間がある場合は、その期間を記入すること
有	無		
☐	☒	法人市民税、法人町民税、法人村民税	
☒	☐	固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税	
☒	☐	固定資産税(償却資産用)	
☒	☐	事業所税	

3. 社会保険料等・労働保険料

該 当		社会保険料納入証明書等(24か月分) 労働保険料納入証明書(直前3年分)	産業廃棄物処理業等に係る都内において、納付していない期間がある場合は、その期間を記入すること
有	無		
☒	☐	社会保険料(健康保険及び厚生年金)等	
☒	☐	労働保険料(労災保険及び雇用保険)	

納税等に係る証明書類について

参考「様式第4号」関係

証明書	対象事業所	取得場所
■法人税と消費税・地方消費税の納税証明書 「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。	法人税及び消費税 法・地方税法に係る 全ての事業所	各税務署（国税庁）
■法人住民税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所がある場合のみ	各都税事務所
■法人事業税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所を設けて事業を行 っている場合のみ	各都税事務所
■不動産取得税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内の事業所のみ	各都税事務所
■法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	多摩地区及び島嶼部 に事務所や事業所が ある場合のみ	各市役所・町村役場
■固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。	都内の事業所のみ	・23 区内は各都税事務所 （区ごとの納税額が分か るもの） ・多摩地区及び島嶼部は 各市役所及び町村役場
■固定資産税（償却資産用）の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの（ <u>直前3年分</u> ）」を添付。		
※ 固定資産税の確認のため、都内での駐車場の使用権原について、賃貸借契約書 （写し）または登記事項証明書（原本）の提出を求める場合があります。（収集運 搬業のみ）		

証明書	対象事業所	取得場所
■事業所税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（<u>直前3年分</u>）」を添付。 事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は証明書を添付する。 (1) 23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市で、使用する事業所等の床面積の合計が <u>1,000 平方メートル（免税点）を超える規模</u>で事業を行う法人又は個人 (2) 23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市内の事業所等の従業者数の合計が <u>100 人（免税点）を超える規模</u>で事業を行う法人又は個人	23 区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ	・23 区内は各都税事務所 ・武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市は各市役所
■社会保険料（必須項目：健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金）の納入証明書 年金事務所が発行する「社会保険料納入証明書」<u>直前 24 か月分</u>を添付。 （都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、納付先の年金事務所の証明書が必要。）	都内の事業所のみ	都内の産業廃棄物処理業の事業所に係る社会保険料を納付している年金事務所
■労働保険料の納入証明書 地方労働局が発行する「労働保険料の未納が無いことを証明する書類」（例：労働保険料等納入証明書）（<u>直前 3 年分</u>）を添付。 （都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、納付先の地方労働局の証明書が必要。）	都内の事業所のみ	都内の産業廃棄物処理業の事業所に係る労働保険料を納付している地方労働局

○納税証明書、納入証明書は原本で、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

インターネットによる情報公開に関する確認書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

産業廃棄物処理業等に係るインターネットによる情報公開に関する状況については、以下項目の1.～4. のとおりであり、該当する書面を添えて提出します。

****年 **月 **日

〒130-0022

住所

東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号

東京〇〇ビル 8F

氏名

株式会社環境〇〇〇

代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

1. 自社の Web サイトの URL

URL:

2. 公開情報を閲覧できる場所は、どちらでしょうか？

☒ (ア) “さんばいくん”で情報公開(自社 Web サイトからリンク)しています。

☐ (イ) 自社 Web サイトで情報公開しています。

3. <更新履歴情報>の(1)～(4)を確認できる書面は、いずれでしょうか？

☐ (ア) 様式第1号の最後のページ「国優良の取得状況一覧の申告」の「有り」に該当するため、別途、公社からの指定する書面を提出します。

☐ (イ) 様式第1号の最後のページ「国優良の取得状況一覧の申告」の「無し」に該当するが、産廃情報ネット発行の直近3年分の履歴証明書又は適合証明書※を提出し、(1)～(4)は提出しません。

☒ (ウ) (ア)と(イ)に該当しないため、<更新履歴情報>の(1)～(4)の各項目について、公開の有無、更新年月日及び更新した事項を記入のうえ、提出します。

※履歴証明書及び適合証明書とは、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が提供する有料のサービスの利用者が取得できるものです。詳細は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団にお問合せ下さい。

4. <更新履歴情報>の(5)～(6)についてあてはまるものにチェックをして下さい。

(複数チェック可)

☒ (ア) (5)収集運搬業(積替え保管を含む)対象(任意の項目)に、必要事項を記入のうえ、提出します。
※評価基準表番号34「先進的な取組」(自動車環境対策)に該当します。

☒ (イ) (6)中間処理業対象(任意の項目)に、必要事項を記入のうえ、提出します。
※評価基準表番号「安定性」15(施設の維持管理記録)、16(環境保全管理資格者数)、
「先進的な取組」41(重機等の環境対策)に該当します。

☐ (ウ) (5)、(6)に該当しません。

申請者名 株式会社環境〇〇

＜更新履歴情報＞

◎ 各項目ごとに、公開の有無、更新年月日及び更新した事項を記入して下さい。

(1) 収集運搬業及び中間処理業の共通項目

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
① 会社概要(1/2) ○*事項: 個人の場合は、省略可能です。	○名称(個人にあつては氏名)	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	社名変更
	○事務所又は事業場の所在地	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	所在地変更
	○* 代表者、役員及び令第6条の10 に規定する使用人の氏名及び就任年月日	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年4月1日	変更無し
				令和6年4月1日	役員1名変更
				令和5年4月1日	代表者変更
	○* 設立年月日	☒ 有り ☐ 無し	—	平成27年4月1日	インターネット公開開始
	○* 資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	資本金変更
	○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。(変更に係る履歴を含む)	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	焼却施設を1基増設
	○社内組織図・人員配置	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度 (人員配置は1年に1回以上)	令和7年4月1日	営業部増設
				令和6年4月1日	人員2名増
				令和5年4月1日	組織図変更

申請者名 株式会社環境〇〇

(2) 収集運搬業及び中間処理業の共通項目

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
① 会社概要(2/2)	○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府県市において、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係る事業に関するものを含む。	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	事業拡大による追加
	○産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し ※都及び八王子市以外の道府県市の許可に係る許可証を含む。	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和6年4月1日	許可更新のため画像差し替え
	○事業場の公開の有無・頻度	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和7年4月1日	事業公開を開始
財務諸表	○直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年4月1日	直近の決算
				令和6年4月1日	直近の決算
				令和5年4月1日	直近の決算
料金表等	○料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和7年4月1日	料金改定

(3) 収集運搬業対象

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
②施設及び処理状況 収集運搬業 共通 ※評価基準表番号 積替え保管を除く【8】 積替え保管を含む【10】	○事業の用に供する施設の概要 (収集運搬車両の種類、数の内訳、運搬車に係る低公害車の導入の状況等)	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年4月1日	車両更新
				令和6年4月1日	車両更新
				令和5年4月1日	車両更新
	○直前3年間の処理の実績 (各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量)	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年4月1日	令和6年度分
				令和6年4月1日	令和5年度分
				令和5年4月1日	令和4年度分
②施設及び処理状況 収集運搬業 積替え保管を含む 積替え保管を含む【10】	○積替え保管場所ごとの所在地、面積、保管上限等	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	所在地変更に伴い保管上限変更

申請者名 株式会社環境〇〇

(4) 中間処理業対象

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
施設の維持管理記録 ＜評価基準表番号【10】＞	○直近3年分の施設の維持管理の記録(環境測定結果等) ※第15条の施設の内、焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年5月1日	令和6年度分
				令和6年5月1日	令和5年度分
				令和5年5月1日	令和4年度分
② 施設及び処理状況 ＜評価基準表番号【12】＞	○事業の用に供する施設の概要 (設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等)	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	施設を1基増設
	○処理工程図(フロー図)	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年4月1日	内容更新
	○最終処分までの処理の工程 (直前1年間の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ごとの持出量等)	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年5月1日	令和6年度分
				令和6年5月1日	令和5年度分
				令和5年5月1日	令和4年度分
	○直前3年間の処理の実績 (各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量)	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年5月1日	令和6年度実績
				令和6年5月1日	令和5年度実績
				令和5年6月1日	令和4年度実績
	○直前3年間の熱回収の状況 (各月の焼却施設ごとの熱量及び熱回収がされた産業廃棄物の量) ※焼却施設に限る	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年6月1日	令和6年度分
				令和6年6月1日	令和5年度分
				令和5年6月1日	令和4年度分
	○処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和3年4月1日	開示を開始

申請者名 株式会社環境〇〇

(5) 収集運搬業(積替え保管を含む)対象 (任意の項目)

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
自動車環境対策 ＜評価基準表番号【34】＞ ※p.75 参照	○施設で使用する低公害型重機(特殊自動車)の導入に関する情報	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和7年4月1日	低公害型重機追加

(6) 中間処理業対象 (任意の項目)

項目	公開事項	公開の有無	更新すべき頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
施設の維持管理記録 ＜評価基準表番号【15】＞	○直近3年分の施設の維持管理の記録(点検、環境測定結果等) ※(焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設を除く。)＜15条第1項による許可施設が対象＞	☒ 有り ☐ 無し	1年に1回以上	令和7年5月1日	令和6年度分
				令和6年5月1日	令和5年度分
				令和5年5月1日	令和4年度分
環境保全管理資格者数 ＜評価基準表番号【16】＞	○環境保全技術に関する資格(公害防止管理者、技術士、環境計量士、技術管理者(士))の取得状況(取得者数)	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	令和7年4月1日	〇〇資格取得1名追加
重機等の環境対策 ＜評価基準表番号【41】＞ ※p.75 参照	○施設で使用する低公害型重機(特殊自動車)の導入に関する情報	☒ 有り ☐ 無し	変更の都度	平成25年4月1日	開示を開始

経営状況確認書(表)

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

表記の件について、以下の(1)～(5)の記入内容に必要な過去3年分の財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)の関係書類を添えて提出します。

※ ** 年 ** 月 ** 日

申請者氏名

株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※ グレー 部分のセルは自動的に入力されます。

黄色 のセルのみご記入ください。

(1) 自己資本比率 (貸借対照表より転記)

(評価基準 ①:直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超えること)

(評価基準 ②:直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上)

事業年度	第(18)期	第(19)期	第(20)期 ＜直近の期＞
対象期間	2022年4月1日) 2023年3月31日	2023年4月1日) 2024年3月31日	2024年4月1日) 2025年3月31日
純資産額合計の額 ①	654,453,300	672,955,500	687,038,200
負債合計の額 ②	1,273,455,200	154,128,955	169,549,300
負債・純資産の合計金額 ③	1,927,908,500	827,084,455	856,587,500
自己資本比率(%) (①÷③×100)	33.946%	81.365%	80.206%

(2) 営業利益金額等 (損益計算書より転記) (評価基準 :前事業年度の営業利益金額等が0を超えること)

事業年度	第()期	第()期	第(20)期 ＜直近の期＞
対象期間			2024年4月1日) 2025年3月31日
営業利益金額 ①			17,478,555
減価償却費 ②			14,806,260
営業利益金額+減価償却費 (①+②)			32,284,815

※「減価償却費」の額が販売費及び一般管理費の一項目として分割して記載されていない場合には、「減価償却費」欄には「0円」と記載するか、減価償却費の金額が確認できる内訳書を提出してください。

経営状況確認書(裏)

(3) 経常利益金額等 (損益計算書より転記)

(評価基準 : 直前3年の各事業年度における経常利益額と減価償却費との合計金額の平均値が0を超えること)

事業年度	第(18)期	第(19)期	第(20)期 ＜直近の期＞
対象期間	2022年4月1日) 2023年3月31日	2023年4月1日) 2024年3月31日	2024年4月1日) 2025年3月31日
経常利益金額 ①	15,641,205	23,498,030	18,911,204
減価償却費 ②	20,111,650	148,006,656	14,806,260
経常利益金額+ 減価償却費 (① + ②)	35,752,855	171,504,686	33,717,464
3年分の平均額	80,325,001.666		

(4) 総資本経常利益率 (評価基準 : 2%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(20)期 ＜直近の期＞
対象期間			2024年4月1日) 2025年3月31日
経常利益金額 ①			18,911,204
負債・純資産の合計金額 ③			856,587,500
総資本経常利益率 (%) (① ÷ ③ × 100)			2%

(5) 流動比率 (貸借対照表より転記) (評価基準 : 150%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(20)期 ＜直近の期＞
対象期間			2024年4月1日) 2025年3月31日
流動資産合計 ④			632,019,121
流動負債合計 ⑤			90,404,000
流動比率 (%) (④ ÷ ⑤ × 100)			699%

申請フォームから日付・住所・氏名が
自動で転記されます。

労働安全衛生関係法令の規定による労働災害 の発生状況に関する自己申告書

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長殿

都又は八王子市もしくは両方の許可を取得している業の範囲における労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する労働災害について、以下のとおり直前2年間の発生の有無を申告します。

業の許可の範囲内における労働安全衛生規則第97条第1項(*)に該当する
労働災害発生の有無(2年間)

収集運搬業 : ☐ 有り ☒ 無し

中間処理業 : ☒ 有り ☐ 無し

※事故「有り」の場合は労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告書を添付してください。
なお、個人情報に関する部分は黒で塗りつぶしてください。

****年 **月 **日

申請者 住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
東京〇〇ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇
代表取締役 環境 正太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(*)労働安全衛生規則第97条(労働者死傷病報告)

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

メ

モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

16 巻末「参考資料」(記載例)

参考資料 1

「低公害・低燃費車両、重機」の項目に関する記載

参考資料 2

インターネット情報公開における事業計画の概要

- (1) 収集運搬業（積替え保管を除く）
- (2) 収集運搬業（積替え保管を含む）
- (3) 中間処理業

参考資料 3

施設維持管理記録

その他

国の優良認定業者における書面の省略について

【通知・誓約書】

「低公害・低燃費車両、重機」の項目に関する記載

参考資料 1

(1) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況（令和7年4月1日現在）

運搬車の排ガスレベル	台数（割合） 令和7年4月1日時点	【参考】台数（割合） 令和6年4月1日時点
全保有台数	68（100.0%）	50（100.0%）
① 平成12年基準低排出ガス車 良☆	2（ 2.9%）	2（ 4.0%）
② 平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	4（ 5.9%）	4（ 8.0%）
③ 平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
④ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆	12（ 17.6%）	12（ 24.0%）
⑤ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	6（ 8.8%）	6（ 12.0%）
⑥ 平成17年規制適合車	24（ 35.3%）	10（ 20.0%）
⑦ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	4（ 5.9%）	0（ 0.0%）
⑧ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
⑨ 平成17年基準低排出ガス重量車 ☆	12（ 17.6%）	5（ 10.0%）
⑩ 平成17年基準低排出ガス重量車 ★	4（ 5.9%）	1（ 2.0%）
【低排出ガス車の導入目標】令和9年3月末までに、平成17年基準低排出ガス重量車（上記⑨+⑩）の占める割合を全保有台数の30%以上とする。		

貴社の目標値を記入してください。

(2) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況（令和7年4月1日現在）

運搬車の燃費低減レベル	台数（割合） 令和7年4月1日時点	【参考】台数（割合） 令和6年4月1日時点
全保有台数	68（100.0%）	50（100.0%）
平成17年度燃費基準 達成車	① ---	0（ 0.0%）
	② 10%低減レベル	0（ 0.0%）
平成22年度燃費基準 達成車	③ ---	0（ 0.0%）
	④ 5%低減レベル	0（ 0.0%）
	⑤ 10%低減レベル	0（ 0.0%）
	⑥ 15%低減レベル	0（ 0.0%）
	⑦ 25%低減レベル	1（ 2.0%）
平成27年度燃費基準 達成車	⑧ ---	2（ 4.0%）
【低燃費車の導入目標】令和9年3月末までに、平成27年度燃費基準達成車（上記⑧）の占める割合を全保有台数の15%以上とする。		

(3) 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）又は処分業の用に供する低公害型重機の導入状況

（令和7年4月1日現在）

低公害型重機の導入状況	台数（割合）
全保有台数	10台（100%）
(ア) 排ガス対策型*1	0台（ 0%）
(イ) 低騒音・低振動型*2	1台（ 10%）
(ウ) その他電気駆動型等	1台（ 10%）

*1 排出ガス対策型建設機械指定制度（国土交通省）

*2 低騒音型・低振動型建設機械指定（国土交通省）

(4) 運搬車の排ガスレベルの見方

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、－（ハイフン）より前の記号（識別記号）を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1 桁（例 U－●●・・・）	平成 4 年以前の規制適合車（低排出ガス車認定なし）
2 桁（例 GA－●●・・・）	平成 5 年～平成 16 年の規制適合車 （低排出ガス車認定なし）
EA、EB、EC、ED、EE	電気自動車
DC、DF、DJ、DM、DQ、DT、DW、PG、PH、PQ、PR、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UJ、UK、UL、UM、UN、UP、UQ、UR、US、VG、VH、VQ、VR、WC、WF、WJ、WM、WQ、WT、WW、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZJ、ZK、ZL、ZM	平成 12 年基準適合／排出ガス 75%低減車☆☆
DB、DE、DH、DL、DP、DS、DV、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LJ、LK、LL、LM、LN、LP、LQ、LR、LS、PE、PF、PN、PP、VE、VF、VN、VP、WB、WE、WH、WL、WP、WS、WV、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YJ、YK、YL、YM、	平成 12 年基準適合／排出ガス 50%低減車☆☆
DA、DD、DG、DK、DN、DR、DU、PC、PD、PL、PM、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TJ、TK、TL、TM、TN、TP、TQ、TR、TS、VC、VD、VL、VM、WA、WD、WG、WK、WN、WR、WU、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XJ、XK、XL、XM、	平成 12 年基準適合／排出ガス 25%低減車☆
PB、PK、VB、VK	平成 12 年基準適合／排出ガス PM85%低減ディーゼル車 ☆☆☆☆
PA、PJ、VA、VJ	平成 12 年基準適合／排出ガス PM75%低減ディーゼル車 ☆☆☆
3 桁（例 B●●－●●・・・）	（次の表で判別する）
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車
7●●	平成 30 年規制適合車（PHP 車）*1
6●●	平成 30 年規制適合車／排出ガス 75%低減車☆☆☆☆*2
5●●	平成 30 年規制適合車／排出ガス 50%低減車☆☆☆☆*2
4●●	平成 30 年規制適合車／排出ガス 25%低減車☆☆☆*2
3●●	平成 30 年規制適合車（PHP 車を除く）*2
2●●	平成 28 年規制適合車 *3
Y●●	平成 26 年規制適合車 *4
X●●	平成 25 年規制適合車 *5
W●●	平成 24 年規制適合車 *5
U●●	平成 23 年規制適合車 *5
T●●	平成 22 年規制適合／排出ガス 10%低減車☆ *6
S●●	平成 22 年規制適合車 *6
R●●	平成 21 年規制適合／排出ガス 75%低減車☆☆☆☆*7
M●●	平成 21 年基準適合／排出ガス 50%低減車☆☆ *7
Q●●	平成 21 年基準適合／排出ガス 10%低減車☆ *7
L●●	平成 21 年規制適合車（PHP 車を除く）*7
F●●	平成 21 年基準適合車（PHP 車）*1

識別番号の桁数	排ガスレベル
K●●	平成 20 年規制適合車 *8
H●●	平成 19 年規制適合／排出ガス 75%低減車☆☆☆ *9
G●●	平成 19 年規制適合／排出ガス 50%低減車☆☆ *9
E●●	平成 19 年規制適合車 *10
J●●	平成 18 年基準適合車 *11
D●●	平成 17 年規制適合／排出ガス 75%低減車☆☆☆ *13
C●●	平成 17 年規制適合／排出ガス 50%低減車☆☆ *13
A●●	平成 17 年規制適合車 *14
B●●	平成 17 年規制適合／NOx・PM10%低減重量車★*12
N●●	平成 17 年規制適合／NOx10%低減重量車☆*12
P●●	平成 17 年規制適合／PM10%低減重量車☆*12

※表中の●は、任意のアルファベット

- * 1 PHP 車
- * 2 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車
- * 3 ディーゼル重量車及び二輪車
- * 4 ディーゼル特殊自動車
- * 5 特殊自動車
- * 6 ディーゼル車（中量車の一部（1.7～2.5t）及び重量車の一部（3.5～12t））
- * 7 NOx 触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車（乗用車、軽量車、中量車の一部（2.5～3.5t）及び重量車の一部（12t～））
- * 8 特殊自動車
- * 9 軽貨物車
- * 10 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車
- * 11 二輪車及び特殊自動車
- * 12 重量車
- * 13 乗用車、軽量車、軽量車及び中量車
- * 14 乗用車、軽量車、中量車及び重量車

※運搬車の排ガスレベルの見方は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(改訂令和2年10月)環境省より引用

インターネット情報公開における事業計画の概要

(1) 収集運搬業（積替え保管を除く）

参考資料2

優良品基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。

事業計画の概要例

実施している事業を記載してください。

■事業全体の概要

- 1 一般廃棄物収集・運搬
- 2 産業廃棄物収集・運搬
- 3 特別管理産業廃棄物収集・運搬
- 4 ビルの総合管理
- 5 古紙、ガラス屑、金属屑の回収販売

事業の全体的な計画を記載してください。

■事業の全体計画

事業者が排出する一般廃棄物及び産業廃棄物、また、病院等から排出される特別管理産業廃棄物の収集運搬を行っております。

地域環境、社会情勢の変化に応え、地球環境にやさしい企業として、限りある資源の有効活用に努めながら、自然環境との調和を目指します。

収集運搬業で取り扱うごみ種を記載してください。

■収集運搬事業

- 1 取り扱う廃棄物の種類

燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類

特別管理産業廃棄物

廃油、廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃石綿等、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、金属等を含む廃棄物）

取り扱うごみ種の運搬量を記載してください。

- 2 予定計画運搬量

廃油	100t/年
廃プラスチック	200t/年
汚泥	55t/年
紙くず	50t/年
金属くず	250t/年
ガラスくず	5t/年

・ 特別管理産業廃棄物

廃酸	100t/年
廃アルカリ	100t/年
汚泥	30t/年
廃油	80t/年
感染性廃棄物	50t/年
廃石綿	3t/年

取り扱う容器の種類を記載してください。

- 3 取り扱う容器の種類

コンテナ（4.0^{m³}）、コンテナ（8.0^{m³}）、コンテナ（15.6^{m³}）、フレコンバック（1.2^{m³}）等

事業計画の概要例	車両に関する情報を記載してください。	4 車両の用途 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。
	業務時間等の情報を記載してください。	5 事業体制 業務時間 原則 8:00～17:00（夜間排出対応可） 休業日 日曜日、祝祭日
	安全に関する情報を記載してください。	6 安全管理 乗務前にアルコール検出器によるチェック デジタルタコグラフによる運転技術管理 安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底
	環境保全に関する情報を記載してください。	7 環境保全措置 収集運搬業 - 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実に行う。 - 悪臭対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。 - その他 毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。 - 緊急事態への対応 地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢などを設置している。 弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。
		8 認証・資格等 ISO14001取得 令和〇〇年 本社 エコアクション21取得 令和〇〇年 本社 産業廃棄物処理業 許可講習会修了者 収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要

(2) 収集運搬業（積替え保管を含む）

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。

事業計画の概要例

実施している事業を記載してください。

■事業全体の概要

- 1 一般廃棄物収集・運搬
- 2 産業廃棄物収集・運搬
- 3 特別管理産業廃棄物収集・運搬
- 4 ビルの総合管理
- 5 古紙、ガラス屑、金属屑の回収販売

事業の全体的な計画を記載してください。

■事業の全体計画

事業者が排出する一般廃棄物及び産業廃棄物、また、病院等から排出される特別管理産業廃棄物の収集運搬を行っております。

地域環境、社会情勢の変化に応え、地球環境にやさしい企業として、限りある資源の有効活用に努めながら、自然環境との調和を目指します。

収集運搬業で取り扱うごみ種を記載してください。

■収集運搬事業

1 取り扱う廃棄物の種類

燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類

特別管理産業廃棄物

廃油、廃アルカリ、感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物
(廃石綿等、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、金属等を含む廃棄物)

2 予定計画運搬量

廃油	100t/年
廃プラスチック	200t/年
汚泥	55t/年
紙くず	50t/年
金属くず	250t/年
ガラスくず	5t/年

・ 特別管理産業廃棄物

廃酸	100t/年
廃アルカリ	100t/年
汚泥	30t/年
廃油	80t/年
感染性廃棄物	50t/年
廃石綿	3t/年

取り扱うごみ種の運搬量を記載してください。

3 取り扱う容器の種類

コンテナ(4.0^{m³})、コンテナ(8.0^{m³})、コンテナ(15.6^{m³})、フレコンバック(1.2^{m³})等

取り扱う容器の種類を記載してください。

事業計画の概要例	車両に関する情報を記載してください。	4 車両の用途 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。
	業務時間等の情報を記載してください。	5 事業体制 業務時間 原則 8:00～17:00（夜間排出対応可） 休業日 日曜日、祝祭日
	安全に関する情報を記載してください。	6 安全管理 乗務前にアルコール検出器によるチェック デジタルタコグラフによる運転技術管理 安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底
	環境保全に関する情報を記載してください	7 環境保全措置 ①収集運搬業 - 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実に行う。 - 悪臭対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。 - その他 毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。
		②積替・保管施設 - 飛散・流出対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な車両及び容器を使用して、廃棄物の飛散、流出、漏れを防止する。 - 緊急事態への対応 地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢などを設置している。 弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。 8 認証・資格等 ISO14001取得 令和〇〇年 本社 エコアクション21取得 令和〇〇年 本社 産業廃棄物処理業 許可講習会修了者 収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要

(3) 中間処理業

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。

事業計画の概要例

実施している事業を記載してください。

■事業全体の概要

- 1 一般廃棄物の処理業
- 2 産業廃棄物の処理業
- 3 特別管理産業廃棄物の処理業

事業の全体的な計画を記載してください。

■事業の全体計画

事業者が排出する一般廃棄物及び産業廃棄物、また、病院等から排出される特別管理産業廃棄物の中間処理及び再資源化事業をおこなっております。

地域環境、社会情勢の変化に応え、地球環境にやさしい企業として、限りある資源の有効活用に努めながら、自然環境との調和を目指します。

中間処理業で取り扱うごみ種を記載してください。

■中間処理業

1 取り扱う廃棄物の種類

- ・選別に係るもの
廃酸（容器に封入されたものに限る。）
廃アルカリ（容器に封入されたものに限る。）
動植物性残渣（容器に封入されたものに限る。）
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず
- ・破碎に係るもの
廃プラスチック類
- ・圧縮に係るもの
廃プラスチック類、金属くず
- ・溶融に係るもの
廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
- ・脱水に係るもの
汚泥
- ・中和に係るもの
汚泥、廃酸、廃アルカリ
- ・焼却に係るもの
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず
動植物性残渣、ゴムくず

取り扱うごみ種の処理量を記載してください。

2 予定計画処理量

廃油	100t/年
廃プラスチック	180t/年
汚泥	40t/年
紙くず	40t/年
金属くず	160t/年
ガラスくず	3t/年

・特別管理産業廃棄物

廃酸	80t/年
廃アルカリ	90t/年
汚泥	30t/年
廃油	70t/年
感染性廃棄物	50t/年
廃石綿	3t/年

事業計画の概要例

中間処理施設に関する情報を記載してください。

業務時間等の情報を記載してください。

環境保全に関する情報を記載してください。

その他、特記事項があれば記載してください。

評価項目に該当する活動や記録を表記しても良いです。

3 中間処理施設の概要
受入廃棄物を破砕、分別、圧縮し、有価物として売却。
受入廃棄物を焼却し、ボイラタービンによる発電で施設内の電気を賄っている。

4 事業体制
稼働時間 8:00～17:30
・ライン稼働時間8時間15分
・清掃1時間15分
・休憩1時間30分
・焼却については24時間稼働

5 環境保全措置
・流出対策
雨水とは別にU字溝を設け集水し、排水処理施設で処理後、下水に放流。
・悪臭・害虫対策
脱臭装置を設置。
・騒音・振動対策
破砕機は防音壁で囲われている。

6 その他
ISO14001による継続的な取組を行い、環境関連法令の順守、安全教育・緊急事態への対応等を計画的に実施していくことで、環境保全の維持向上に努めています。

ISO14001取得
令和〇〇年 本社

エコアクション21取得
令和〇〇年 本社

産業廃棄物処理業 許可講習会修了者
処分業 2名配置

環境保全管理資格者数	
公害防止管理者	1名
技術士	1名
環境計量士	1名
技術管理者（士）	1名

その他の資格者数	
危険物取扱者	2名
一級ボイラー技士	1名
クレーン・デリック運転士	2名
第2種酸素欠乏危険作業主任者	2名
防火・防災管理者	1名
水質管理責任者	2名

弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化運動に協力しています。

○ 法律では

① 平成 10 年 6 月 16 日以前に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設は、下記の法律が適用される。

・ 廃棄物処理法施行規則

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一から八まで (略)

九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置 (法第二十一条の二第一項に規定する応急の処置を含む。) の記録を作成し、三年間保存すること。

② 平成 10 年 6 月 17 日以降に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設は、下記の法律が適用される。

・ 廃棄物処理法

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で定めるものをいう。以下同じ。) を設置しようとするものは、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする物は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一から六まで (略)

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(産業廃棄物処理施設の維持管理記録等)

第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。※維持管理に関する記録は、施行規則第十二条の六第九号で定められているとおり、三年間保存すること。

○ 維持管理記録とは

廃棄物処理法施行規則第十二条の六第九号又は廃棄物処理法第十五条の二の三に定められた「維持管理の記録」のこと。

○ 審査書類について

① 平成 10 年 6 月 16 日以前に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設
【書面審査資料】

- ・廃棄物処理法施行規則第十二条の六第九号の施設の「維持管理に関する点検、検査等の記録表」

（直近のもので、記録の様式等が分かるもの）の写し

【現地審査資料】

- ・維持管理に関する点検、検査等の記録を 3 年間分保存されているかを確認

② 平成 10 年 6 月 17 日以降に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設
【書面審査資料】

- ・廃棄物処理法第十五条第 2 項第七号の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の写し

【現地審査資料】

- ・維持管理に関する計画に基づき適正に維持管理が行われ、その記録が 3 年間分保存されているかを確認

① 又は②に定められた「維持管理」に関する記録を提出及び現地審査で確認

記入例

※Webエントリーで、令和5年（2023年）4月1日以降の国優良の取得について、「有り」にチェックをした方に事務局よりメールでお送りする書面です。

【令和7年度申請用】

国の優良認定業者における書面の省略について【通知・誓約書】

【通知】
表記の件について、貴社の書面の省略を可能とする項目は、下表の省略欄に○を付けた項目とします。当該【誓約書】1. 及び2. の口に✓をして、メールで事前に提出してください。また、印刷をして正本及び副本の「申請書類チェック表（インデックス表）」の前に綴じ込んでください。

【誓約書】
東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

下表の内容を確認するとともに、以下1 及び2 の内容について誓約いたします。
1. 様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」で該当する納税等は、直前3年間の未納が無いこと。
2. 省略した項目の審査の過程において不足及び確認が必要な場合は、別途提出又は現地での確認に応じること。

令和7年 ○月 ○日

申請者氏名

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇

押印不要

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

1. 「申請に係る様式」における省略できる添付書面について

省略	確認	申請に係る様式	確認事項
○	✓	様式第4号 「納税等の状況に関する誓約書」	・「様式第4号」は提出が必要です。（該当欄に✓をして提出してください。） ・本誓約書にて、直前3年間に納税等及び労働保険料、24ヶ月の社会保険料に未納が無いことを誓約することで、添付する証明書等の提出は省略が可能です。 ※ただし、東京都・八王子市以外の国優良認定の場合は、 <u>国税（法人税、消費税、地方消費税）のみ省略が可能です。</u>
○	✓	様式第5号 「インターネットによる情報公開に関する確認書」	・「様式第5号」の1枚目は提出が必要です。（該当欄に✓をして提出してください。） ・＜更新履歴情報＞に関する書面は、省略が可能です。 ※ただし、任意の項目(5)～(6)に該当する場合は、記入し提出する必要があります。
○	✓	様式第6号 「経営状況確認書」	・「様式第6号」は提出が必要です。（該当欄に記入をして提出してください。） ・記入した内容が確認できる財務諸表等が、自社Web又はさんぱいくんにより、公開されている場合は、添付書面は省略が可能です。

2. 「評価基準表」における省略できる書面について

省略	該当する業に○囲いを してください。			小項目	内 容	確認事項
	収運 (積替え保管を 除く)	収運 (積替え保管を 含む)	中間処理			
	以下、確認後✓してください。					
○ ※	内容を理解したうえで、✓ してください。すべてが省略で きるわけではありません。			10	施設(環境測定結果等)3年分をインターネット上で公開している。 (第15条の施設の内、焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設が対象)	・Web上のサイトにおいて、情報の公開及び更新は、どちらでされていますか。該当に✓してください。 ☐ 自社Web ☒ さんぱいくん ※＜省略ができない書面について＞ ■申請と「違う業」での国優良の場合は、 下表の項目は省略できません。必ず提出してください。
○	7	9	11	① 会社概要 インターネット情報公開	会社概要をインターネット上で公開している。 (法人の場合) 法人名称、事務所又は事業場の所在地、代表者、役員の氏名、就任年月日、設立年月日、資本金又は出資金、事業の内容、社内組織図・人員配置 (個人の場合) 氏名、住所、事業の内容 (共通) 事業計画の概要、許可証の写し、事業場公開の有無・頻度	
○ ※	8	10	12	② 施設及び処理状況 インターネット情報公開	収集運搬業(積替え保管を除く)の項目番号8 収集運搬業(積替え保管を含む)の項目番号10 中間処理業の項目番号12 を参照してください。	
○	9	11	13	③ 財務諸表 インターネット情報公開	直前3年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	
○	10	12	14	④ 料金 インターネット情報公開	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・
資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度
申請の手引き 令和7年4月

編集・発行 東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社
優良性認定評価室
住所 東京都墨田区江東橋 4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル 5F
電話 03-3644-1381
<https://www.tokyokankyo.jp/>